



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**
 代表者名 取締役社長 三島 康博
 コード番号 7241 東証・名証第1部
 お問合せ先 上席執行役員 小木曾 伸一
 TEL (0564) 31-2211

第三者割当による新株式の発行及び その他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、以下のとおり、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）に対して第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、本第三者割当増資に伴い、その他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

I. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日 (払込期間)	平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 29 年 5 月 22 日（月）まで
(2) 発行新株式数	普通株式 19,531,200 株
(3) 発行価額	1 株につき 512 円
(4) 調達資金の額	9,999,974,400 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法 トヨタ自動車 19,531,200 株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していること、払込みが行われる日において、当社の普通株式の取得に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）に基づく待機期間が満了しており、かつ、公正取引委員会により排除措置命令を行わない旨の通知がなされること、及び海外各国（中国、台湾、カナダ。以下同じ。）については各国競争法に基づき株式取得が可能となることを条件とする。

(注) 本第三者割当増資に関しては、平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 29 年 5 月 22 日（月）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、独占禁止法及び海外各国の競争法に基づき株式取得が可能となった後に払込みがなされることを予定しており、公正取引委員会及び海外各国による企業結合審査の期間を勘案して払込期間を決定する必要があるところ、平成 28 年 5 月 23 日現在では当該企業結合審査の終了時期が確定できないためです。

2. 募集の目的及び理由

当社は、自動車メーカーが要求する技術革新への柔軟な対応と、自動車メーカーによる海外生産シフトに対応した海外進出を進めることで、取引基盤拡充を図って参りましたが、相対的にトヨタ自動車向けの販売割合が高く、トヨタ自動車の事業展開に即して自動車部品を安定供給する体制を構築・維持することが、当社の中長期的な企業価値向上のために必須であると考えております。

燃費向上のための車体軽量化と乗員保護のための車衝突安全性の両立を図るため、従来の冷間プレスでの成形が困難な高強度材のプレス加工手法として、ホットスタンプ加工ラインを新規導入するようトヨタ自動車から要請を受けましたが、当社としては技術的な差別化が図れることに加えて、トヨタ自動車との取引基盤拡

充が期待されることから、当該要請に応じ、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、当社（幸田工場）及び関係会社 FIO オートモーティブカナダ株式会社（以下「FIO 社」といいます。）においてホットスタンプ加工ラインを導入することが、当社の企業価値向上に資するものと判断するに至りました。

トヨタ自動車からの要請に応じて上記のホットスタンプ加工ラインを導入した場合、工場の新増設を含め、今後予定される平成 28 年 6 月から平成 31 年 3 月の間における投資総額は約 105 億円となり、そのうち、約 99 億円を本第三者割当増資により調達する予定ですが、仮に当該金額（約 99 億円）を有利子負債で調達した場合には財務バランスの悪化が軽視できない水準になるとともに、投資回収までの期間が長期に亘ることになります。加えて、当社の現状の財務状況が他の自動車部品企業に比して相対的に劣後していることなどもあり、当社としては、社債の発行や銀行借入等の有利子負債による調達ではなく、将来的な事業継続のための財務基盤強化も視野に資本性資金による調達を行うことが望ましい資金調達の方法であると判断するに至りました。

資本性資金の調達手法として、第三者割当増資以外に、公募増資、ライツ・オファリングなどについても比較検討を行いました。それらの手法においては、流通株式数の増加に伴う株価形成における需給バランスの悪化や、時価対比ディスカウントでの発行による希薄化の増幅などの影響が懸念されることから、既存株主の利益維持・向上のためには望ましくないと判断いたしました。また、本投資案件がトヨタ自動車向け取引を主体としたものであることから、同社を割当先とし、同社との資本関係及び取引関係の強化を図ることが可能な第三者割当増資が望ましいと判断し、トヨタ自動車に対して、当該第三者割当増資の引受けを要請いたしました。

ホットスタンプ工法は、極めて特殊な加工技術が要求される生産工程であるとともに、多額の設備投資が必要となることから参入障壁が高い加工工程であると考えられ、トヨタ自動車との資本関係強化に加え、ホットスタンプ加工ラインの導入により、トヨタ自動車との間において、より安定した取引関係構築が期待できるものと考えております。

なお、本第三者割当増資によって当該設備投資に必要な資金約 99 億円を調達するためには、当社株式 19,531,200 株の新規発行が必要となり、その結果、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 70,049,627 株に対し 27.88%（小数点以下第三位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）に相当する新株式を発行することとなるため、短期的には、既存株主の持分割合の大規模な希薄化が生じ、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性も想定されますが、「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、トヨタ自動車との資本関係強化及び取引関係強化による将来的な利益貢献を考慮すれば、本第三者割当増資による発行株数及び希薄化の規模についても合理的な範囲内に留まるものと考えております。

以上により、当社はトヨタ自動車を割当予定先として、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、本第三者割当増資を決議いたしました。

（注） ホットスタンプ加工とは、900℃程度に加熱した鋼板を水冷した金型でプレス成型した後、金型中に保持することで急速冷却して焼き入れする工法です。この工法は、高強度にもかかわらず、熱間で素材が軟らかい状態での加工工法であるため、一回の低荷重加圧で成形することができ、形状の凍結性も非常に優れているため、自動車の軽量化と衝突安全性の要望の高まりにより、世界的に実用化が進められている技術です。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

①	払込金額の総額	9,999,974,400 円
②	発行諸費用の概算額	114,600,000 円
③	差引手取概算額	9,885,374,400 円

（2）調達する資金の具体的な使途

当社は、後記「6. 割当予定先の選定理由（2）割当予定先を選定した理由」に記載のあるホットスタンプ加工ライン導入のために平成 28 年 6 月から平成 31 年 3 月の間に約 105 億円の設備投資を行う予定であり、このうちの約 99 億円を本第三者割当増資により調達する予定です。具体的には、上記の差引手取概算額

9,885,374,400 円は、ホットスタンプ加工ライン導入のための「①幸田工場における設備投資資金」及び「②関係会社 F10 オートモーティブカナダ株式会社に対する投融資資金」として、下表のとおり充当する予定であります。

手取金の使途	金額（円）	支出予定期間
① 幸田工場における設備投資資金	5,700,374,400	平成 28 年 6 月から 平成 30 年 11 月まで
② 関係会社 F10 オートモーティブカナダ株式会社 に対する投融資資金	4,185,000,000	平成 28 年 9 月から 平成 29 年 6 月まで

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

① 幸田工場における設備投資資金

当社の幸田工場において、工場建屋を増築し、ホットスタンプ加工ラインを導入するための資金として、手取金のうち 5,700,374,400 円を充当する予定であります。当該設備投資資金の支出予定期間は平成 28 年 6 月から平成 30 年 11 月までとしておりますが、払込期間が長期間に亘り、払込みの時期も不明確であるため、割当予定先より本第三者割当増資に関する払込みが行われるまでに、当該設備投資に係る資金需要が発生した場合には、自己資金にて立て替える予定であります。また払込みが行われた後、実際に支出するまでの手取金については、当社銀行口座にて管理いたします。なお、充当予定金額を超える当該設備投資に関する資金については、自己資金を充当する予定であります。

② 関係会社 F10 オートモーティブカナダ株式会社に対する投融資資金

F10 社において、工場建屋を増築し、ホットスタンプ加工ラインを導入する予定であるため、設備投資資金として当社より F10 社に対して、手取金のうち 4,185,000,000 円の投融資を行う予定であります。なお、F10 社における当該設備投資資金の支出予定期間は平成 28 年 9 月から平成 29 年 12 月までとしておりますが、当社から F10 社に対する投融資の実施は、割当予定先より本第三者割当増資に関する払込みが行われた後を予定しているため、当社からの投融資が実施されるまでに、F10 社にて当該設備投資に係る資金需要が発生した場合には、F10 社の自己資金にて立て替える予定であります。また、当社からの投融資が行われた後、実際に支出するまでの投融資額については、F10 社の銀行口座にて管理されます。なお、充当予定金額を超える F10 社の当該設備投資に関する資金については、F10 社の自己資金を充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における調達資金の使途については、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであり、調達した資金を全額ホットスタンプ加工ライン導入のための設備投資資金及び投融資資金に充当することで、企業の成長を促し、当社の中長期的な企業価値の向上及び当社の財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するものと考えており、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格については、当社の「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表日である平成 28 年 4 月 27 日(以下「決算短信公表日」といいます。)の翌日である同月 28 日から本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成 28 年 5 月 20 日)までの間における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値単純平均(以下「決算短信公表日後の終値単純平均」といいます。)である 512 円(円単位未満四捨五入。平均額の計算において以下同じ。)といたしました。

当該発行価格とした理由は、①当社は平成 28 年 4 月 27 日に、「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連

結)」を公表したため、決算短信公表日以降株式市場で形成された株価がより当社の直近の財務状況及び経営成績を反映しており、直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで一時的な株価変動等の特殊要因を排除でき、その結果として客観性が高まると判断し、また、②決算短信公表日後の終値単純平均である 512 円が決議日直前営業日（平成 28 年 5 月 20 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値（以下「決議日直前営業日の終値」といいます。）である 506 円に対して 1.19%のプレミアムが付される結果となっており、払込金額は原則として取締役会決議日の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも適合していると判断したためです。

なお、当該発行価格は、過去 6 ヶ月間の終値の平均値 488 円に対し 4.92%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間の終値の平均値 464 円に対し 10.34%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間の終値の平均値 497 円に対し 3.02%のプレミアムを、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値 506 円に対し 1.19%のプレミアムを付した価格となっております。

当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、特に有利な発行価格には該当しないと判断しております。なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役 4 名全員（うち 3 名は社外監査役）は、当該発行価格は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

また、本第三者割当増資は、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営者から一定の独立性を有する西村あさひ法律事務所弁護士 中山龍太郎氏、京都大学大学院教授 砂川伸幸氏及び当社社外監査役である吉村善裕氏を選定し、当該 3 名を構成員とする第三者委員会に本第三者割当増資の発行条件における有利発行該当性について意見を諮問しました。

その結果、本第三者割当増資の発行条件については、発行価格を平成 28 年 4 月 28 日から本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日における東京証券取引所市場第一部の当社普通株式の終値単純平均としていること、さらに、当社の資金調達による目的を達成することと今回の資金調達により今後の当社の成長を加速化させるというメリットを超えて、既存株主の利益が害されているとはいえず、当社の置かれた状況に照らして、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、トヨタ自動車に対して普通株式 19,531,200 株が割当てられ、これは平成 28 年 3 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 70,049,627 株に対して 27.88%、総議決権数 698,623 個に対して 27.96%に相当し、既存株式に対して大規模な希薄化が生じるとともに、発行後において割当予定先であるトヨタ自動車は、当社の発行済株式総数に対する保有割合が 31.39%、当社の総議決権数に対する保有割合が 31.45%となり、トヨタ自動車は当社のその他の関係会社となる見込みであります。

このように本第三者割当増資によって一株当たりの価値の希薄化が生じますが、当社は、本第三者割当増資を通じたトヨタ自動車との資本関係強化と、ホットスタンプ加工ライン導入による供給体制構築を通じた同社との取引関係強化により、当社の企業価値向上による既存株主の皆様への利益拡大が図られると考えており、本第三者割当増資に伴う一株当たりの価値の希薄化の影響については、合理的な範囲内に留まるものと判断しております。また、「6. 割当予定先の選定理由等 （3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、トヨタ自動車は本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）	名	称	トヨタ自動車株式会社	
（2）	所	在	地	愛知県豊田市トヨタ町 1 番地
（3）	代表者の役職・氏名		代表取締役社長 豊田 章 男	

(4) 事業内容	自動車事業、金融事業等		
(5) 資本金	635,401百万円		
(6) 設立年月日	昭和12年8月		
(7) 発行済株式数	(普通株式) 3,417,997,492株 (第1回AA型種類株式) 47,100,000株		
(8) 決算期	3月末		
(9) 従業員数	(連結) 344,109人 (平成27年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	—		
(11) 主要取引銀行	—		
(12) 大株主及び持株比率 (平成27年9月30日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	10.41%	
	(株)豊田自動織機	6.48%	
	日本マスタートラスト信託銀行(株)	4.67%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	4.01%	
	日本生命保険(相)	3.48%	
	(株)デンソー	2.38%	
	ザ バンク オブ ニューヨークメロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ (常任代理人 (株)三井住友銀行)	2.21%	
	ジェーピー モルガン チェース バンク (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1.99%	
	資産管理サービス信託銀行(株)	1.93%	
	三井住友海上火災保険(株)	1.83%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社は、トヨタ自動車の発行済株式総数の0.02% (786,409株)を保有しており、トヨタ自動車は、フタバ産業の発行済株式総数の12.25% (8,585,127株)の株式を保有しております。		
人的関係	当社取締役のうち6名、当社監査役のうち1名、当社執行役員のうち4名は、割当予定先出身者であります。また、割当予定先から当社に対して4名が出向しており、当社から割当予定先に対して13名が出向しております。		
取引関係	当社は、割当予定先に対して自動車部品及び治具溶接機の販売を行っております。また、当社は、割当予定先から、原材料及び部品の購入を行っております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はございません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期
連結純資産	15,218,987	17,647,329	18,088,186
連結総資産	41,437,473	47,729,830	47,427,597
1株当たり連結純資産(円)	4,564.74	5,334.96	5,513.08
連結売上高	25,691,911	27,234,521	28,403,118

連結営業利益	2,292,112	2,750,564	2,853,971
連結経常利益	—	—	—
1株当たり連結当期純利益(円)	575.30	688.02	741.36
1株当たり配当金(円)	165.00	200.00	210.00

- (注1) 平成28年3月31日現在。ただし、特記しているものを除きます。
- (注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。
- (注3) 当社監査役の玉木利明氏は、平成28年4月1日付で、トヨタ自動車の常務理事を退任しており、上記(13)は当該退任後の事実関係に基づいた記載です。
- (注4) トヨタ自動車の連結決算は米国会計基準を採用しており、「1株当たり連結純資産」に該当する項目がないため、「1株当たり株主資本」の数値を記載しています。
- (注5) トヨタ自動車の連結決算は米国会計基準を採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。
- (注6) 割当予定先であるトヨタ自動車は、東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に上場しており、トヨタ自動車が東京証券取引所に提出した平成28年4月18日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、トヨタ自動車及びその役員又は主要株主が特定団体等ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、排気系部品、ボデー系部品等の自動車部品製造・販売を中心として国内外においてビジネスを展開しており、主要取引先である自動車メーカーが要求する技術革新への柔軟な対応と、自動車メーカーによる海外生産シフトに対応した海外進出を進めることで、取引基盤拡充を図って参りました。特に、トヨタ自動車向けの販売割合が高く、同社の事業展開に即して自動車部品を安定供給する体制を構築・維持することが、当社の中長期的な企業価値向上のために必須であると考えております。

近年、当社が手掛ける自動車プレス加工部品においては、燃費向上のための車体軽量化と乗員保護のための衝突安全性の両立を図るため、従来の冷間プレスでの成形が困難な高強度材の使用が求められるようになっていきます。そのような中、主要取引先であるトヨタ自動車においても高強度材の採用が必須となっており、サプライヤーとしてより高強度な部材のプレス加工が可能となるホットスタンプ工法を採用する必要性が高まったことから、平成26年6月以降、トヨタ自動車と当社との間で、当社によるホットスタンプ加工ライン導入を協議して参りました。

当該協議を通じて、当社において事業採算性等を検討した結果、ホットスタンプ加工ライン導入は、トヨタ自動車との連携を通じ中長期的に高い利益貢献が期待される投資案件であるとの判断に至りましたが、資金調達に際しては、従来のプレス工法に比して初期投資負担が大きいことから、投資回収に至るまでの財務負担リスク軽減を図る上では社債の発行や銀行借入等の有利子負債調達は適さず、資本金の調達に望ましいものと考えました。資本金の調達手法として、公募増資、ライツ・オフリングなどについても比較検討を行いました。それらの手法においては、流通株式数の増加に伴う株価形成における需給バランスの悪化や、時価対比ディスカウントでの発行による希薄化の増幅などの影響が懸念されることから、既存株主の利益維持・向上のためには望ましくないと判断いたしました。また、本投資案件がトヨタ自動車向け取引を主体としたものであることから、同社を割当先とし、同社との資本関係及び取引関係の強化を図ることが可能な第三者割当増資が望ましいと判断し、トヨタ自動車に対して、当該第三者割当増資の引受けを要請いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、トヨタ自動車より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社はトヨタ自動車より、割当後2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直

ちに当社に書面にて報告する旨、また当社が当該報告内容を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

トヨタ自動車平成28年5月11日付で公表した「平成28年3月期 決算短信〔米国基準〕(連結)」の連結財務諸表に記載の純資産額(18,088,186百万円)、現金及び現金同等物の額(2,939,428百万円)、定期預金の額(1,032,034百万円)等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。また、本第三者割当増資は、資本関係強化及び取引関係強化の一環として行われることに鑑みると、本第三者割当増資の払込みについては確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成28年3月31日現在)		募 集 後	
トヨタ自動車株式会社	12.26%	トヨタ自動車株式会社	31.39%
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド(常任代理人 立花証券株式会社)	9.30%	ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド(常任代理人 立花証券株式会社)	7.27%
株式会社三井住友銀行	4.37%	株式会社三井住友銀行	3.42%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4.17%	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	3.26%
フタバ協力会持株会	3.08%	フタバ協力会持株会	2.41%
ビービーエイチボストンカストディアンフォーブラックロックグローバルアロケーションファンドインク620313(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.32%	ビービーエイチボストンカストディアンフォーブラックロックグローバルアロケーションファンドインク620313(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.81%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.84%	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.79%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.40%
三井住友信託銀行株式会社	1.66%	三井住友信託銀行株式会社	1.30%
フタバ従業員持株会	1.66%	フタバ従業員持株会	1.29%

(注) 平成28年3月31日時点の株主名簿を基準とし、持株比率は発行済株式総数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)を記載しています。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による当社業績に与える影響につきましては、軽微です。今後業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が発生した場合には、速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資により、当社株式は、27.88%の希薄化が生じることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に従い、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことといたしました。

当社は、過去において当社の経営者及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、西村あさひ法律事務所弁護士 中山龍太郎氏、京都大学大学院教授 砂川伸幸氏及び当社社外監査役である吉村善裕氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長:吉村善裕氏、以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資による募集株式の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱しました。

当社は、本第三者委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当増資に係る募集株式発行の目的及び理由（割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、本第三者委員会からの質問事項に関して説明を行い、本第三者委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、本第三者委員会は、平成 28 年 5 月 23 日付の意見書において以下のとおり述べております。

① 資金調達の必要性

本第三者割当増資による調達資金の使途は、ホットスタンプ加工ラインへの設備投資資金であるが、(i) ホットスタンプは、発行会社の売上高の 70%を占めるトヨタ自動車との取引関係の維持・発展という観点から重要であること、(ii) 発行会社は、ホットスタンプ導入により、ボデー系部品及び排気系部品についてトヨタ自動車との関係強化から受注の伸びが期待できると考えていること、(iii) 発行会社は、ホットスタンプ導入にあたり、国内外におけるホットスタンプの必要性をトヨタ自動車と継続的に協議したこと、(iv) 発行会社として投資採算が見合う水準の取引価格を設定することでトヨタ自動車と交渉がなされていること等の事情が認められ、発行会社において、当該設備投資の事業上の位置付け及び収益性が十分に検討された上で、投資の必要性及び規模が決定されたことが窺われる。そうであれば、かかる設備投資のために資金調達を行う必要性は合理的と認められる。

② 本第三者割当増資の相当性～借入との比較について

(i) 借入によって資金調達を行えば自己資本比率向上という課題克服が困難となること、ホットスタンプ量産ラインの投資回収期間は長期にわたること等から、社債及び借入等による資金調達は、リスクが高く困難であること、(ii) 自己資本を充実させることで、将来における銀行借入等の余地の拡大及び借入条件の改善又は悪化防止等に繋がる可能性が高く、かつ、JCR の発行体格付けが現在の「BBB」格レンジ内での水準が継続・維持される試算であることが認められる。以上からすれば、現在の金利水準を勘案したとしても、株式発行による資金調達を選択したことについては合理性が認められる。

③ 本第三者割当増資の相当性～公募増資との比較について

公募増資により資金調達する場合、機動的な調達ができない可能性、浮動株が増えることで一時的に市場において需給悪化が生じ、既存の株主にとって不利益が生じる可能性、又は十分な応募が集まらない可能性があることが認められる。以上からすれば、調達手段として第三者割当を選択したことには合理性が認められる。

④ 本第三者割当増資の相当性～割当予定先の選定理由について

(i) トヨタ自動車は、手取金の使途であるホットスタンプ加工ラインに対する投資性について深い理解を有し、また、政策保有株式について長期保有を前提とした方針を有していることから、トヨタ自動車を割当予定先とすることで資金調達の確実性を高めることができること、(ii) 本第三者割当増資を前提としたトヨタ自動車との取引を通じた成長戦略の遂行は、収益性向上を通じた ROE 等の改善に寄与すると考えられること、(iii) 発行会社は、トヨタ自動車から、既に役員派遣等の人的支援を含む諸々の支援を受け、コンプライアンス体制の改善等の効果が生じているところ、本第三者割当増資によりトヨタ自動車の出資比率が上昇した場合には、当該支援の維持・継続に対する期待が高まり、加えて、トヨタ自動車が保有比率 20%以上の会社に対して行っているマネジメント人材の支援体制に基づき、トヨタ自動車の人材面での支援が強化され、発行会社のコンプライアンス体制の更なる改善が期待でき、これらの点からも発行会社の株式市場における評価の回復・向上に資する可能性があることが認められる。他方で、発行会社に対するヒアリングを踏まえると、発行会社において、トヨタ自動車を割当予定先とすることの弊害（他メーカーとの取引に与える影響等）について、十分に検討されていると評価できる。以上より、資金調達手段として、トヨタ自動車を第三者割当増資の割当予定先とする発行会社の判断は、合理的である。

⑤ 発行条件について

ア 発行価額について

本第三者割当増資の発行価額は、決算短信公表日後の終値単純平均である 512 円とすることを想定しており、当該発行価額は、決議日直前営業日の終値である 506 円に対して 1.19%のプレミアムが付されたものであり、また、発行会社における本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前1ヶ月、直前3ヶ月及び直前6ヶ月における発行会社普通株式の終値の平均値に対してもプレミアムが付されたものである。(i)決算短信公表日以降株式市場で形成された株価がより発行会社の直近の財務状況及び経営成績を反映していると考えられ、かつ、直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで一時的な株価変動等の特殊要因を排除でき、その結果として客観性が高まるとも評価し得ることから、発行価額を決算短信公表日後の終値単純平均としたことに合理性が認められること、(ii)当該発行価額 512 円は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」にも準拠していること、(iii)本第三者割当増資の払込期間は平成 28 年 6 月 8 日から平成 29 年 5 月 22 日と長期間に設定されているが、当該期間内の株価変動は、本第三者割当増資の事実やその後に生じた事象を反映したものであると言い得るため、原則として、発行価額に織り込む必要性はないと考えられることから、本第三者割当増資の発行価額は「特に有利な金額」(会社法第 199 条第 3 項)に該当しないと考えられる。

イ 希薄化について

本第三者割当増資による発行株式数は19,531,200株(議決権数195,312 個)であり、平成28年3月31日現在の発行会社の発行済株式総数70,049,627株(総議決権数698,623個)に対して27.88%の割合(議決権に対する割合27.96%)で希薄化が生じるものの、(i)発行会社が十分な協議・検討の上でホットスタンプへの投資を重要な設備投資として位置づけ、そのために必要な資金調達のコストやその方法も慎重に検討していることが認められること、(ii)本第三者割当増資後のトヨタ自動車との取引を通じた成長戦略の遂行によって発行会社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するとの判断には合理性が認められることから、本第三者割当増資の規模は相当であると認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

平成 28 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主の皆様への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
連結売上高	399,378 百万円	422,874 百万円	437,640 百万円
連結営業利益	2,784 百万円	4,367 百万円	3,121 百万円
連結経常利益	2,073 百万円	2,116 百万円	636 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,954 百万円	1,039 百万円	△1,195 百万円
1株当たり連結当期純利益	42.24 円	14.86 円	△17.09 円
1株当たり配当金	3.00 円	3.00 円	3.00 円
1株当たり連結純資産	595.74 円	720.87 円	593.39 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	70,049,627 株	100%

現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	426 円	450 円	559 円
高 値	599 円	652 円	616 円
安 値	339 円	430 円	401 円
終 値	450 円	559 円	449 円

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	平成27年 12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	525 円	571 円	499 円	440 円	449 円	504 円
高 値	580 円	572 円	535 円	493 円	533 円	544 円
安 値	516 円	431 円	425 円	427 円	399 円	481 円
終 値	579 円	496 円	440 円	449 円	514 円	506 円

(注) 平成28年5月につきましては5月20日までの状況になります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年5月20日
始 値	494 円
高 値	510 円
安 値	491 円
終 値	506 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

(1) 発行新株式数	普通株式 19,531,200 株
(2) 発行価額	1株につき 512 円
(3) 発行価額の総額	9,999,974,400 円
(4) 資本組入額	1株につき 256 円
(5) 資本組入額の総額	4,999,987,200 円
(6) 募集方法	第三者割当の方法
(7) 申込期日	平成28年6月8日(水) から 平成29年5月22日(月) まで
(8) 発行期日(払込期日)	平成28年6月8日(水) から 平成29年5月22日(月) まで

(9) 割当予定先及び割当株式数	トヨタ自動車 19,531,200 株
(10) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していること、払込みが行われる日において、当社の普通株式の取得に係る独占禁止法に基づく待機期間が満了しており、かつ、公正取引委員会により排除措置命令を行わない旨の通知がなされること、及び海外各国については各国競争法に基づき株式取得が可能となることを条件とする。

II. その他の関係会社の異動

1. 異動に至った経緯

平成 28 年 6 月 8 日から平成 29 年 5 月 22 日までを払込期間とする本第三者割当増資の実施により、トヨタ自動車は、新たに当社のその他の関係会社となる予定であります。

2. トヨタ自動車株式会社の概要

上記「I. 第三者割当による新株式の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

3. 異動前後におけるトヨタ自動車の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (平成 28 年 3 月 31 日 現在)	—	85,851 個 (12.29%)	—	85,851 個 (12.29%)
異動後	その他の関係会社	281,163 個 (31.45%)	—	281,163 個 (31.45%)

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

5. 今後の見通し

当該異動による当社業績に与える影響につきましては、軽微です。今後業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が発生した場合には、速やかに公表いたします。

以 上